

第4部
通常兵器



第4部 通常兵器

第1章

総論

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の兵器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。

通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接に関わるのみならず、人道・開発等様々な分野に影響を与えている。これらの問題について国際社会で行われている取組には、信頼醸成措置と国際的な基準・規範の作成、これら基準・規範に基づく協力・支援の活動が挙げられる。

信頼醸成措置は、過大な通常兵器の蓄積は地域の不安定につながるとの認識のもと、通常兵器の国際的な移譲、軍備の保有等の透明性を向上させ、それにより地域や国際社会における国家間の信頼を醸成し、各国による過度の軍備の蓄積を防止しようとするものである。国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度がこれに当たる。

国際的な基準・規範の作成としては、人道上の懸念のある特定の通常兵器の使用等を禁止する条約や各国による取組の方向性を示す政治文書の作成がある。対人地雷禁止条約やクラスター弾に関する条約は、紛争の後も特定の兵器がもたらす人道上の懸念に対処するため、これら兵器の使用等を禁止する条約である。国連小型武器行動計画は

最近の紛争で実際に市民を殺傷し、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれる小型武器について、各国が実施すべき取組を網羅した政治文書である。これらの条約や政治文書の実施には、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾の除去・廃棄や、非合法的な小型兵器の除去・廃棄も含まれる。

通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援は重要である。日本はこのような分野においても積極的な活動を行っている。小型武器、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾により影響を受けた国々において、現地の人々と共に現場の状況に即したこれら武器の除去、回収、廃棄の活動を行っている。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、国連の枠組における武器貿易条約の作成が注目を集めてきている。通常兵器全般について信頼醸成措置に止まらず各国による国際移譲そのものを法的拘束力のある国際文書に基づき各国が管理する枠組を構築しようとする取組である。武器貿易条約の作成は単に通常兵器の非合法の取引の防止だけでなく、国際人道・人権法に違反するおそれのある国への通常兵器の輸出を未然に防ごうとする試みで、2012年の国連会議における作成を目指し議論が活性化している。

第2章

対人地雷

第1節 対人地雷問題と国際社会の取組

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与えるという、人道上極めて重大な問題を引き起こし、地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。1999年から2008年までの間の死傷者数は、少なくとも119か国で73,576人に上るが、1999年の対人地雷禁止条約の発効以降、少なくとも90以上の国・地域で地雷敷設地域1,100 km²

及び戦闘地域2,100 km²の地雷を廃棄した（2009年ランドマイン・モニター）。またこの10年間に4,200万発以上の対人地雷が除去・廃棄され、死傷者数は相当減少している（2009年カルタヘナ宣言）。2010年現在、対人地雷禁止条約の締約国数は156か国に上り、条約の関連会議には非締約国も出席している。対人地雷禁止条約は対人地雷についての世界的な取組の中核となっている。

第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1. 1996年10月に作成された対人地雷禁止条約は、1999年3月1日に発効した（2011年2月末現在、日本を含め156か国が締結）。同条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。2004年には条約発効後初の検討会議がナイロビ（ケニア）で開催され、「行動計画」、「ハイレベル宣言」等の文書が採択された。

2. 2009年11月29日から12月4日にかけてコロンビア・カルタヘナで第2回検討会議が開催され、締約国は条約発効から10年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、コミットメントを新たにした。全締約国156か国のうち108か国が出席したほか、18の国際機関のほか、ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）等のNGOも団体参加した。また、未締結国のうち条約関連会合初参加の米国のほか、中国、インド、ロシア等19か

国がオブザーバー参加した。

第2回検討会議においては「カルタヘナ行動計画」及び「2009年カルタヘナ宣言」が採択され、今後5年間の具体的行動（犠牲者支援の社会・経済への統合、迅速な除去活動による開発や人間の安全保障の確保等）が明らかとなった。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）会議場の模様

第3節 日本の取組

1. 日本は、2009年の第2回検討会議において、これまでの支援を通じた教訓と、今後の支援の方向性として、①被害国・被害者とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域開発の包括的アプローチを表明した。また、できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の徹底した解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに各国政府、特に中央アジアを含むアジア太平洋の国々や、地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけている。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）における地雷探知機のデモンストレーション

2. 日本は1998年から2009年までに約390億円の支援を行った。内訳は地雷除去（289億円）、犠牲者支援（32億円）、リスク低減教育（約7億円）、包括的支援プロジェクト（39億円）、その他（21億円）である。特に、被害国や被害コミュニティとの協議を通じ、現地の人々が設定した目標に対し具体的成果を得るような支援を続けてきた。例えば、カンボジアの地雷対策センター（CMAC）に専門家を派遣し、連携しながらカンボジア政府の「国家地雷活動戦略プラン」に沿って迅速な除去活動や被害地域のインフラ整備を行った。

今後とも以下の諸点を重視し、地雷犠牲者ゼロを目指して政府、企業、学会、市民社会が一丸となり、活動を続けていく。

○被害国・被害者とのパートナーシップ

上記CMACへの支援のような協力を継続していく。

○国際社会一体となった問題への対処

地雷禁止の徹底と現場での活動推進のためには、被害国とそうでない国、締約国と非締約国を含む国際社会の全てが引き続き力を合わせていく必要がある。

○人間の安全保障を念頭に、犠牲者支援や地雷除去活動の着実な進展

犠牲者一人一人を保護しその能力を開発する活動を心がけ、周辺地域における教育、医療、さらにはインフラ整備等の開発に貢献する。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）展示会場の日本ブース



アフガニスタンにおける地雷回避教育（提供：AAR）



アフガニスタンにおける地雷除去作業
（提供：UNOPS）



カンボジア地雷対策センター（CMAC）の地雷除去活動
デモンストレーション

第3章

クラスター弾

第1節 国際社会の動き（条約作成の背景・条約の概要）

2007年に特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおけるクラスター弾（注）への取組（第4章第2節参照）を不十分とするノルウェーを始めとする有志国がCCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するオスロ・プロセスにより作成された条約案は、2008年5月、ダブリン会議において採択され、同年12月、ノルウェーのオスロにおいて署名式が行われた。日本からは中曽根弘文外務大臣が出席し署名を行った。

その後、日本は日本国内における条約の実施を確保するため、「クラスター弾の製造の禁止及び

所持の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもってクラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年7月に本条約を受諾した。

（注）

クラスター弾とは、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のことをいう。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。

最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）

1. クラスター弾に関する条約（CCM:Convention on Cluster Munitions）は、クラスター弾による人道上の問題に効果的に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移譲等を禁止するとともに、貯蔵弾の廃棄を義務付け、さらにクラスター弾による被害者に対する援助及び国際的な協力の枠組の構築等について規定している。同条約は2010年2月16日に条約発効に必要な30番目の批准書等の国連事務総長への寄託が行われたことを受け、同年8月1日、発効した。

2. 2010年11月、ビエンチャン（ラオス）において同条約の第1回締約国会議が開催され、日本を含む計33の締約国が出席した。また、87の非締約国、国連、赤十字国際委員会（ICRC）、ク

ラスター弾連合（CMC）等の市民社会代表がオブザーバーとして出席した。

3. 第1回締約国会議では、条約の運用に関する具体的な取組（条約の普遍化、貯蔵するクラスター弾の廃棄、クラスター弾残存物の除去・廃棄、リスク低減教育、犠牲者支援等）について議論が行われ、また「ビエンチャン宣言」、「ビエンチャン行動計画」等の成果文書が作成された。この会議では、クラスター弾による被害を終了させるとの締約国による力強い決意が確認されたことに加え、締約国が条約を履行する上での今後の具体的な指針が提示され、「ビジョンから行動へ」（2010年ビエンチャン宣言）移行する体制が整えられた。



クラスター弾に関する条約第1回締約国会議において演説を行う徳永外務大臣政務官（手前）
（2010年11月 於：ラオス（ビエンチャン））

第3節 日本の取組

1. 日本は条約を国内において適確に実施するための法律「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」の作成等、必要な準備を整え、2009年7月に本条約を受諾した。これまで日本は、クラスター弾を含む不発弾処理及び被害者の支援を実施してきており、条約署名後から2010年までその額は約1,200ドル（約12億9,500万円）に上る。協力枠組の効果的活用を通して締約国により条約上の義務の履行が迅速に進められることにより、条約の実効性が高まることから、今後も日本はこの分野において積極的な役割を果たしていく。

2. 第1回締約国会議には日本から徳永外務大臣政務官が出席し、一般討論演説において、条約の普遍化に関する議長フレンドとして果たした日本の主導的役割、クラスター弾を含む不発弾処理及び被害者支援を紹介し、これらの分野において引き続き積極的な役割を果たしていくとの決意を表明した。また、会議では日本の須田軍縮日本政府代表部大使が副議長を務めた。

3. クラスター弾に関する条約の締約国は2011年2月現在、52か国に止まっている。日本は、今後もクラスター弾が引き起こす人道上の懸念を深刻に受け止め、市民社会とも協力しつつ、条約の着実な実施、アジア大洋州諸国を中心に条約の締結を働きかけ、条約の普遍化促進に引き続き取

り組んでいくとともに、不発弾処理・犠牲者支援に積極的に貢献していく。



徳永外務大臣政務官（中央）によるクラスター弾被害現場視察
（ラオス、シェンクワン県）



UXO Lao（ラオスにおける不発弾対策を担当）によるクラスター弾の被害現場での除去活動の説明

第4章

特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)

第1節 条約の概要

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW:Convention on Certain Conventional Weapons)は、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成る。現在、以下の5つの附属議定書が成立している。

○議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）

○改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ(注)及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）

(注) 食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしかけたものをいう)

○議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）

○議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳ、を締結している。

第2節 最近の動き (クラスター弾)

1. CCWの枠組みの下、クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念についても議論が行われてきている。2006年11月のCCW第3回運用検討会議の結果、2007年は、不発弾化し得る弾薬の問題に関し、特にクラスター弾に焦点を当てて議論を行うことが決定された。この決定に基づいて開催された2007年6月の政府専門家会合では、締約国会議に対し、新たな文書の可能性を含め、クラスター弾の人道上の影響に対処する最善の方法を決定するよう勧告が採択された。この勧告を受けて2007年11月に行われた締約国会議においては、CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことがコンセンサスで決定された。2008年2月以来、政府専門家会合が開催され、交渉が継続している(クラスター弾に関する条約の作成経緯については、第3章参照)。

2. 日本は、レバノン、ラオス、アフガニスタ

ン等において、クラスター弾を含む不発弾の処理に協力してきている。クラスター弾の人道上の懸念に実効的に対処するためには、クラスター弾の主要な生産国及び保有国の参加も得て議論を進めていくことが必要である。日本は、様々な場における国際的な議論に積極的に参加してきており、こうした実効性の観点から、主要生産国も参加する枠組みにおいて、クラスター弾に関する国際約束の交渉を行うことを支持している。



ラオスでの不発弾処理活動 (提供：日本地雷を処理する会 (JMAS))

コラム：地雷及び不発弾分野における産官学の取組

1999年のオタワ条約発効から10年間に4,200万個以上の対人地雷が除去、廃棄され、対人地雷による死傷者数は相当減少している（2009年カルタヘナ宣言）。この間、日本は現場レベルでの進展をもたらすべく種々の支援を実施してきている。そのような活動を通じて学んだ重要な教訓の一つは、対人地雷及び不発弾の除去やこれら武器による被害者支援を真に効果的に行うためには、被害者のみならず、市民社会、メディア、企業等の幅広い人々の参加・協力が必要であるということである。

日本では多様なバックグラウンドを持つ人々が地雷や不発弾を自らの問題としてとらえ、行動を起こし、息長い活動を行っている。それらの活動には、例えば、様々な啓発イベントの開催、除去機の開発、地雷や不発弾廃絶への思いを著書や絵画で訴える活動、除去による汚染地域の安全確保と回避教育等がある。これらの人々は何等かの形で地雷や不発弾による被害者と出会い、彼等の境遇の実態を知り、触発され、長年弛むことなくこれらの活動を続けてきている。

世界にはまだ数千万個もの地雷が埋設されているといわれている。地雷問題に取り組む人々はこう述べる。「一つ取り除けば必ず一つ減り、確実に一人の被害者を防ぐことが出来る」2009年カルタヘナ宣言はこう訴えている。「人々が危険にさらされている限り、我々は目標達成のためにより多くを実施していかなければならない。」



日本の地雷除去機三種（左からコマツ、日立スイングタイプ、日立プッシュタイプ）
（提供：JICA）

第5章

小型武器

第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

紛争や犯罪で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけではなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

(参考1) 2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が殺されていると言われている。

(参考2) いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、兵士一人で携帯、使用が可能な狭義の小型武器 (small arms)、兵士数名で運搬、使用が可能な軽兵器 (light weapons)、弾薬及び爆発物の3種類があり、一般的にはこれらを総称して広義の「小型武器」と呼んでいる。

1. 2001年7月に国連小型武器会議が開催され「小型武器行動計画」が採択された。この行動計画を指針としてその後の国際社会における取組が行われている。その後、行動計画に基づいて作成された文書として「トレーシング国際文書」と「ブローカリング政府専門家会合報告書」がある。

2. トレーシング国際文書は「国家が時宜を得た信頼できる方法で非合法小型武器を特定し追跡することを可能にするための国際文書」との正式名称が示すとおり、各国が輸入、製造時に小型武器への刻印を行うとともに、刻印等の小型武器に関わる情報を保存し、国際捜査等で必要な際にお互いに情報交換することにより非合法小型武器の追跡を効率的に行おうとするものである。トレー

シング国際文書は2005年に作成された。

3. 非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合 (GGE : Group of Governmental Experts) は2007年の会合における議論をとりまとめ報告書を作成した。法的規制が手薄な途上国等に仲介者 (ブローカー) が移動し口利き等の方法で武器の売手と買手を結びつけることにより非合法な武器の輸出入を行う非合法ブローカリングが横行している。このような非合法ブローカリングを取り締まるため、非合法小型武器ブローカリング GGE は、2007年、ブローカリングの規制に関する国内法の要素 (模範例)、国際協力の促進措置、勧告を含む行動志向の報告書を作成した。

4. 国連小型武器行動計画のプロセスは、2006年の国連小型武器行動計画履行検討会議では成果文書の作成に至らなかったが、その後の隔年会合において過去の実施状況を確認する、また今後の実施強化に向けた取組に関する報告書が順調に採択されている。2008年の会合では国際協力と支援、非合法ブローカリング、備蓄管理と余剰廃棄及びトレーシングに関する議論が行われ、2010年の会合では国際協力と支援、トレーシングの他、国境管理、フォローアップ・メカニズム等に関する議論が行われた。特に2010年の会合におけるフォローアップ・メカニズムの議論では隔年で行われる会合の他に6年サイクルで履行検討会議を開催することが有用とされ、また絞られた特定テーマについての政府専門家会合の開催についても今後検討されることとなった。

5. 2011年は行動計画作成10周年に当たるが、

国連小型武器行動計画に関する議論のプロセスが明確になり、また国連における議論の内容も国際

文書の作成に止まらず、国際協力支援等の分野において深化しつつあると言える。

第2節 日本の取組

1. 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきており、特に2001年国連小型武器会議の前後の小型武器に関わるプロセスが軌道に乗る過程で議論を牽引する役割を果たした（注）。また、南アフリカ及びコロンビアと共同して毎年決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。

(注)

日本は、行動計画作成前の専門家パネル等の議長（堂之脇光朗・元外務省参与）、2001年国連小型武器会議の副議長（堂之脇元参与）、2003年中間会合の議長（猪口邦子軍縮日本政府代表部大使）を歴任している。

2. さらに、行動計画の地域レベルにおける着実な履行のため、行動計画実施に関わる地域会合の開催を支援しており、例えば2010年は東南アジア地域会合（於：バリ（インドネシア））、非合法ブローカリング・ワークショップ（於：バンコク（タイ））の開催を支援した。

3. 日本は小型武器により被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトも積極的に実施してきており、例えば2008年にはスリランカにおけるプロジェクトを支援した。本件プロジェクトは同国における委員会の設立、データベース構築、実態調査の実施等、一連の能力育成を行うものである。2011年は、国連アジア太平洋平和軍縮センターがネパールで実施する法執行機関関係者への訓練プロジェクトを支援する予定である。



焼却破壊される小型武器（於：カンボジア、提供：JSAC）
（注）JSACは2008年に活動を終了

第6章

武器貿易条約 (ATT) をめぐる動き

第1節 国際社会の動き

これまで、通常兵器一般についての全世界的な取組は信頼醸成措置である国連軍備登録制度等に限定されていた。通常兵器の分野における動きの中で最近注目を集めてきているのが、武器貿易条約 (ATT : Arms Trade Treaty) 構想の進展である。武器貿易条約構想とは、通常兵器の輸出入及び移譲に関する国際的な共通基準を確立する国際基準の作成を通じて、通常兵器の国際的な管理の強化を図るものである。

1. ATT 構想についての議論は90年代後半から有識者・NGOの間で広がり、2004年ストロー英国外相によるATT構想への支持表明、2005年G8外相会議後の英議長国声明で言及がなされる等の背景がある。2006年に入り英国や日本を含む原提案国 (英国、日本の他はアルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド、ケニア) がATTについて議論を深める政府専門家会合 (GGE) 立上げを主眼とした国連決議案「武器貿易条約に向けて：通常兵器の輸入、輸出及び移譲のための国際共通基準の設定について」を国連総会に提出し、圧倒的多数で採択された。

2. 2008年GGEにおける議論の末、「通常兵器の移譲問題の複雑さに鑑み、この問題について更に検討する必要がある、その検討は、国連の枠組みで、段階的に、開かれた透明性のある方法で、進められるべきである」と結論した報告書を取りまとめ、国連事務総長に提出した。

3. その後、2008年の第63回国連総会決議 (国

連オープンエンド作業部会(OEWG)開催が主な内容)、2009年の国連オープンエンド作業部会での議論を経て、「管理されない武器貿易が引き起こす問題に対処するため国際的な取組が必要であること」を盛り込むOEWG報告書が作成された。

4. OEWG報告書の作成を受け、2009年の第64回国連総会では2010年、2011年に準備委員会を開催し、「通常兵器の移譲のための最も高い国際共通基準に関する法的拘束力のある文書を作成するため、2012年に4週間の国連武器貿易条約会議を開催する。」「国連武器貿易条約会議はコンセンサスを基本として取り進められる。」内容を内容とする決議が提出され (原提案国は英国、日本、アルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド、ケニア)、賛成151、反対1、棄権20で採択された (過去の決議に反対票を投じてきた米国は、2012年の国連会議がコンセンサスを基本に実施されることを条件に賛成)。

5. 第64回国連総会決議に基づき、2010年に国連会議準備委員会が国連本部において開催された (議長はOEWGに続きモリタン・アルゼンチン大使)。準備委員会では条約の構成要素、原則及び目標について議論を行い、結果は議長ペーパーとして纏められた。また、条約の中核を成す対象範囲、移譲基準、実施メカニズムの3つの要素について議論が行われ、その結果を取り纏めたサマリーが作成された。準備委員会はATTの実現可能性について推進国と慎重国との間の議論の応酬に集中していた2009年のOEWGから大きな前進を

見せ、各国が重視する条約の要素につき活発な議

論が行われた。

第2節 日本の取組

1. 上述のとおり、日本は国連の枠組において武器貿易条約の作成を目指すプロセスにおいても積極的な貢献をしてきている。ATTは通常兵器の移譲に関する管理の強化を目指すものであり、日本の基本的立場と合致している。

2. また、日本は2009年2月に国際NGOオックスファム（Oxfam）と共催で「ATTアジア太平洋地域会合」を開催し、アジア太平洋地域におけるATT構想への理解を深めた他、同年10月にマレーシアで開催の「ATTアジア太平洋地域会合」

に出席するなど、アジア太平洋地域における武器移譲の問題とATTの果たし得る役割を中心とした意見交換において議論活性化に貢献した。

3. 今後は2011年に準備委員開会が開催され、2012年の国連会議において条約作成作業が行われる予定である。日本は2012年の国連会議で実効性のある条約が作成されるよう、準備委員会への参加も含めATTに関連する作業に積極的に参加していく。



外務省・Oxfam共催「武器貿易条約（ATT）アジア太平洋地域会合」
（2009年2月 於：東京）

第7章

信頼醸成措置

各国の軍備の公開性と透明性を向上させることで信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する

取組として、国連の枠組みにおける国連軍備登録制度と国連軍事支出報告制度がある。

第1節 国連軍備登録制度

1. 国連軍備登録制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、①主要武器輸出国に対する自粛と②通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、日本とEC諸国が共同で国連決議案を作成し、同年成立させたものである。通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。

2. この制度は、国連加盟国に対し、大型の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリーの通常兵器(注)につき、報告年前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

(注) 報告対象となる7カテゴリーの兵器

- I. 戦車
- II. 装甲戦闘車両
- III. 大口径火砲システム
- IV. 戦闘用航空機
- V. 攻撃ヘリコプター
- VI. 軍用艦艇
- VII. ミサイル及びミサイル発射装置

3. 本制度について3年毎に開催される政府専

門家会合において、7カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。

2003年の会合では「III. 大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「VIII. ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地対空ミサイル(MANPADS)が追加された。さらに、小型武器の輸出入に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。

2006年の会合では「小型武器」登録のための書式(使用は任意)が作成されたほか、「VI. 軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。

2009年の会合では、小型武器を新たなカテゴリーとして報告対象とする提案が重点的に議論されたが合意に至らなかったことから、小型武器のカテゴリー化について各国の見解を求めることが勧告された。日本は小型武器のカテゴリー化に賛成する主旨の見解を2010年に提出した。

4. この制度には主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移譲をカバーしている。但し、アフリカ等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。

5. 日本は、当初より本制度普及のため各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに

に、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてき

た政府専門家会合に毎回（次回は2012年に開催予定）参加し、中心的な役割を果たしてきている。

第2節 国連軍事支出報告制度

1. 国連軍事支出報告制度は、1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、1981年より実際の運用が開始された。同制度は特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能であり、その意味で透明性向上、信頼醸成に貢献するものとなっている。

2. 国連軍事支出制度の報告対象は、①人件費やメンテナンス費用等の運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

3. 日本は1982年に最初の報告を行い、1997年以降毎年報告している（2009年までの総報告回

数は21回）。主要国の2009年までの総報告回数は米国23回、英国28回、フランス21回、ドイツ28回、ロシア14回、中国3回、韓国6回である。

4. 本件制度への参加国数については最初の10年間は20か国台、冷戦後の90年代は30か国台であった。その後、本件制度に関する国連決議の共同提案国であるドイツとルーマニアの努力により、2001年（61か国）、2002年（80か国）と急増し2008年までは同レベルで推移していたが2009年（59か国）に減少した。このような運用上の問題点、報告様式、今後の発展について検討するため、2010年から2011年に政府専門家会合が開催される。